

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所原子炉施設保安規定  
と審査基準との整理表

S T A C Y の長期施設管理方針の策定に伴う変更

令和5年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（変更箇所を <u>下線</u> で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第1号～第16号（記載省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第17号  <b>試験研究用等原子炉施設の施設管理</b>                      1. ～2.（記載省略）                      3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>5.（記載省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第18号～第21号（記載省略）</p>	<p><b>【第11編 STACYの管理】</b>  <u>（長期施設管理方針）</u>                      第49条 第1編第38条第1項に基づき策定するSTACYの長期施設管理方針は、添付1に示すものとする。</p> <p><u>添付1 STACY 長期施設管理方針</u>  <u>（第49条関連）</u></p> <p><u>STACY長期施設管理方針（始期：2023年9月13日、適用期間：10年間）</u>  <u>高経年化に関する評価の結果、高経年化対策として充実すべき施設管理の項目はない。</u></p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり長期施設管理方針を定めている。</p> <p>参考資料 施設定期評価報告書（STACY施設）第3回（その1 高経年化に関する評価）を添付している。</p> <p>本申請の範囲外</p>